

十世紀における国家軍制と鞠智城

野木 雄大

はじめに

鞠智城は、熊本県山鹿市菊鹿町米原・木野から菊池市木野にかけて広がる標高一四五メートル前後の通称「米原台地」に築かれた古代山城である。築城時期は未詳であり、文武二年（六九八）に大野城、基肄城とともに繕治された記事を初見とする。鞠智城の特徴は、周知の古代山城と比べて低く、広い平坦地を擁する丘陵に築かれたことが挙げられる。そして、大宰府からは直線距離で約六三キロメートル、また有明海へと西流する菊池川の河口からは約二七キロメートル上流に位置し、有明海ではなく内陸の菊鹿盆地に臨む場所に築城されている。さらに、存続期間は最も長く、三〇〇年にも及ぶ。『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第八―三二次調査報告―』では、Ⅰ期（七世紀第3四半期～第4四半期）、Ⅱ期（七世紀末～八世紀第1四半期前半）、Ⅲ期（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）、Ⅳ期（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）、Ⅴ期（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）の五期に時期区分がなされている（熊本県教育委員会二〇一二、以下、鞠智城の時期区分は同書に拠る）。

さて、鞠智城についての研究は多岐に渡るが、特にその機能をめぐる議論については多くの蓄積がある。今日の機能論は、①有明海から侵入した外敵に対する防衛、②大宰府の非常に備えた物資・兵器の貯蓄、③熊襲（九州南部）に対する拠点、という坂本經堯氏の

見解を出発点とする（坂本一九三七、以下、坂本氏による三分類はそれぞれ①②③と表記する）。既往の研究は、木崎康弘氏によって整理がなされている（木崎二〇一四）。詳細はそれに譲るとして、「遷移での役割論」が目立つという木崎氏の整理に従いながら、主要な研究の見解を列挙すると、「火（肥）君に対する牽制」（富田一九七九、長一九九一、柿沼二〇一四）、①③（乙益一九八五）、「大宰府陥落後の拠点」→②（向井一九九一）、①→「城周辺の治安警備」（小田一九九三）、「大宰府陥落後の拠点」→③（西住一九九九）、「朝倉宮陥落後の行宮」（斉明期）→「山城」→③（甲元二〇〇六）、①→③（西谷二〇〇七・二〇一二、濱田二〇一〇）、「南九州の統治に関わる大宰府の出先的な機能」（岡田二〇一〇）、③（鶴嶋二〇一一）、①→②（能登原二〇一四）、①→②+③（佐藤二〇一四）、②→②+「官衙的役割」（木村二〇一四）、③→「活動の低下」（菊池二〇一四）、①+「在地社会への牽制」→③（井上二〇一六）、②（五十嵐二〇一六）となる。

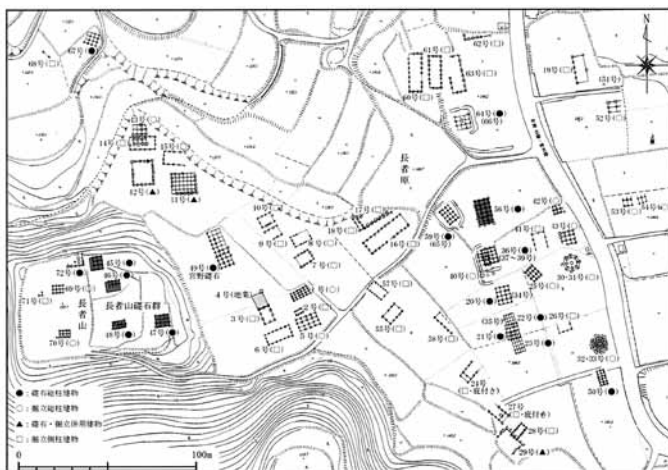
これらの見解はそれぞれの立場から鞠智城の機能について論じているが、坂本氏の三分類について明言した見解として次の研究がある。①について、鈴木拓也氏は天智期の築城段階では、新羅の脅威はなく、北部九州から瀬戸内海を経て畿内に至る山城群は、唐の侵攻を想定していたとし、また、③について、延暦十九年（八〇〇）

に大隅・薩摩国における班田制の完全実施がされているため、鞠智城存続の理由としては十分ではないと主張する（鈴木二〇一〇）。小田富士雄氏も「対隼人説は隼人社会の実態を吟味しないままに過大評価されて、研究者たちがその幻影に躍らされている」と述べて、③を完全に否定する（小田一九九三）。木村龍生氏は、GISでの可視範囲の分析によって鞠智城から有明海及び熊本平野以南を目視できないこと、築城時に熊襲・隼人の足跡が確認できないこと、距離の問題から鞠智城が後方支援できるのは肥後国府及び大宰府、ないしそれと同等の距離までであることから、③を明確に否定した。さらに、①についても、上記の如く鞠智城からは有明海を目視できず、かつ、航行・上陸が難しいため唐・新羅連合軍がわざわざ有明海を目指して侵攻することはないとして退けた（木村二〇一四）。

また、②について、Ⅳ期に中枢施設の消失、礎石建物的大型化、貯水池機能の縮小など、鞠智城の管理・運営主体に大きな変化が生じ、食糧の備蓄施設としての機能が中心となったことが指摘されている（熊本県教育委員会二〇一二）。能登原孝道氏は、八世紀後半～末、菊池川中流域をはじめとする肥後国内における稲穀生産力が発展したため、基肄城と同様、稲穀を貯蔵するための礎石建物の倉庫群が新たに建てられ、飢饉や不作の時に西海道諸国に班給していた可能性を指摘している（能登原二〇一四）。

このように、鞠智城の機能として①と③を想定できないとすれば、②のみが残ることになる。ただし、鞠智城があくまで「城」として築かれたことに立ち返れば、富田紘一氏、長洋一氏、岡田茂弘氏、柿沼亮介氏らの提唱する火（肥）君ないし九州南部に対する「牽制」という機能を想起できる。これを継承した木崎氏は、おつぼ山

神籠石から帯隈山―阿志岐城―杷木―高良山―女山を経て鞠智城に至る「無記載山城」（鞠智城など修繕・停止記事はあるが築城記事のない古代山城と神籠石系山城など記事そのものがない古代山城）が、石製表飾出土古墳を圍繞することを指摘し、これらは筑紫君や火（肥）君、日置氏など菊池川流域の豪族に対する牽制するために築かれたとする（木崎二〇一四）（一）。これに対して、磐井の乱後百三十余年経過した天智朝段階で、火君対策をとる必要性はなかったという説もあるが（小田一九九三）、板楠和子氏は、磐井の乱以来、西海道は「半島勢力と結びついていたの叛乱や内乱を警戒しなければならぬ地域であった」とする（熊本県教育委員会二〇一二）。



第1図 鞠智城跡建物遺構の変遷（第Ⅴ期）

宮川麻紀氏は、朝廷と良好な関係を築いていた肥君や筑紫火君が菊鹿盆地に進出したことが鞠智城築城の前提にあったとするが（宮川二〇一三）、一過性の良好な関係性は、彼らへの牽制という機能と矛盾するものではないだろう。以上のことから、鞠智城は、有明海の豪族に対する牽制＋②を目的として築城され、Ⅳ期に②の比重が増加するという「遷移」を考えられるのではなかろうか（一）。

いずれにせよ、Ⅰ期～Ⅳ期の鞠智城の機能をめぐる議論は実に多くの蓄積がある。それに反してⅤ期は、長者原地区東側の大型の五六号建物跡や長者山山頂部の四五～四八号建物が確認されているものの（第1図）、基本的にⅣ期の倉庫としての機能が継承されたという評価しかなされておらず、城の廃城時期が十世紀第3四半世紀まで下がることが指摘されるのみに止まっている（熊本県教育委員会二〇一二）。特に十世紀の鞠智城に対する研究は文献史料がないことからほとんど進んでいない。

十世紀は、列島全体で新たな軍事的危機と大きな社会変動が起きた時期である。鞠智城の廃止もかかる動向と無関係ではないと考えられる。そこで、本稿では、十世紀の国家軍制と大宰府軍制の転換に焦点を当てることで、Ⅴ期の鞠智城を位置づけることを目的とする。

一、九～十世紀における軍事危機と「党」

（一）「群盗」蜂起 — 「党」と「留住」 —

十世紀における軍事的危機と社会変動は、既に九世紀からその萌芽があった。それこそ「群盗」の蜂起である。集団で強奪行為をすることに特徴をもつ、これらの反体制勢力は、「党類」や「海賊」「賊徒」「凶賊」など史料上の表現は様々だが、九世紀後半からその活動が増加してくる⁽¹⁾。

戸田芳実氏は、「群盗」などの「党」とは、国務対捍、官物掠奪、官衙放火、国司襲撃、武装反乱を行う存在で、特定の階級の政治組織ではなく、在地富豪層の組織する家父長制集団を核とし、それらを縦横に結ぶ連合組織である。さらに、留住貴族や百姓、隸属民、

流民、浪人などの諸階層を含む広範な反律令的勢力の連合組織であるとした（戸田一九六八）。「群盗」は朝廷側の表現であるため、本稿ではかかる反律令的な集団を一括して「党」と表すことにする。「党」が組織された状況を示しているのが次の史料である。

【史料1】『類聚三代格』卷十九「禁制事」寛平三年（八九一）九

月十一日官符（傍線・傍点は筆者、以下同じ）

太政官符

応_レ禁_三制京戸子弟居_二住外国_一事

右齊衡二年六月廿五日格、延暦十六年四月廿九日下_二大宰府_一符、從_二位行大納言神王宣_一、奉_レ勅、括_二責浮岩_一、先已下知。今聞、秩満解任之人、王臣子孫之徒、結_レ党群居、同_レ惡相濟、佞媚官人、威_レ凌百姓、妨_レ農奪_レ業、為_レ蠹良深。宜_三嚴檢括勤_二還本郷_一、情_三願留_二住_一、便即編附。若有_レ犯者不_レ論_二蔭贖_一科_二違勅罪_一、移_二配遠處_一。土人容而不_レ申、官司知而不_レ糾者亦与同罪者。右大臣宣、奉_レ勅、件格年紀已久、風威陵遲、宜_三重下知_二嚴加_一檢括_二者_一。頃年京貴人庶王臣子孫、或就_二婚姻_一或遂_二農商_一、居_二住外国_一業同_二土民_一。既而凶党相招横_二行村里_一、對_二捍宰吏_一威_レ脅細民、非_レ唯妨_二国務_一、抑亦傷_二風教_一。左大臣宣、奉_レ勅、宜_三加_二下知_一嚴令_二督察_一、來年七月以前言_中上其去留狀_上。若頑悞之徒猶犯不_レ改、則不_レ論_二蔭贖_一移_二配遠處_一。一如_二前符_一、曾不_二寬宥_一。百姓尚容忍、官司不_二糾察_一、論_レ罪科断亦如_二前符_一。

寛平三年九月十一日

【史料1】は、斉衡二年（八五五）六月二十五日格を引き、さらに、その格は大宰府に宛てた延暦十六年（七九七）四月二十九日官符を引用する。延暦十六年官符の文言である傍線部Aには「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」、すなわち国司の任期を終えた人や王臣の子孫たちが「結党群居」し、「佞媚官人」、威凌百姓、妨農奪業といった行為をするため^{（四）}、彼らを「本郷」に返そうとしたが、「留住」を請うので「編附」（戸に編成して戸籍に付けること）するという。寛平三年官符の文言である傍線部ウをみると、「京貫人庶王臣子孫」が「居住外国業同土民」^{（五）}していることが窺える。彼らは「凶党」として結集し、「横行村里」、対捍宰吏、威脅細民」という。「京貫人庶王臣子孫」は、傍線部Aの「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」に相当する。「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」が地方に「留住」して「党」を組織する状況は延暦年間の大宰府で問題となり、しかも九世紀末まで中央を悩ませた課題であった。

さて、この「留住」とはどのような行為なのだろうか。藤原春継が常陸介従五位下のまま上総国藻原荘に定住し、死ぬまで上総国を去らなかつた事実について、戸田芳実氏は、春継の子孫・一族が再び官人貴族として昇進したことから、藻原荘における定住が春継一代限りの「留住」であったとし、「土着」と称されていた事象の中から「留住」という概念を初めて提唱した（戸田一九七五）。「土着」が子孫代々の定住を表す概念だとすれば、「留住」は一代限りの定住を表す概念なのである。ただし、春継の事例では「留住」という史料用語はみえない。そこで、実際に「留住」という用語が史料で使用される他の事例を確認してみたい。

【史料2】『類聚三代格』巻五「交替并解由事」承和十五年（八四八）五月十四日官符

太政官符

応^レ停^下止未^レ得^レ解由五位以上入^上京事

右得^レ勘解由使解^レ得^レ被^レ太政官去年十二月十三日符^得、太政官承和九年八月十五日下^二大宰府^一符^得、大式従四位上藤原朝臣衛奏状^得、交替務畢未^レ得^レ解由之徒、寄^二事於符旨^一、留^二住管内^一、常妨^二農商^一、侵^二漁百姓^一、巧為^二奸利之謀^一未^レ覲^二填納之物^一。望^レ請、交替畢吏早從^二入京^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請、但勘^二修不與解由状^一之日、欠負官物灼然令^レ填、見^二贓在身奪令^二填償^一、其所^レ填之物具録言^上者。今檢^二案内^一、太政官弘仁十三年八月廿五日符^得、右大臣宣、奉^レ勅、諸国司等在任之吏、只拘^二解由^一無意^レ徵物、去^レ職之人自推^レ難^レ填不^レ愁^二拘留^一。官倉罄空職此之由、今須^下交替之日犯用欠負損失之物、隨即徵^レ物役^レ身勿^中更延引^上。物填役畢仍聽^二放還^一者。然則欠負之輩未^レ得^二解由^一之間、不^レ可^二輒得^レ入京^一。若為^二処分^一、謹請^二官裁^一者。左大臣宣、奉^レ勅、宣^下停^二止後符^一依^二前格^一行^上之。但情樂^二留住^一不^レ填欠負、所^レ行乘^レ憲、為^レ物所^レ愁、具^レ状言^上、隨即処分。

承和十五年五月十四日

【史料2】は引用が複雑であるが、弘仁十三年（八二二）八月二十五日官符では、「欠負損失」がある者について補填が完了した時点で「放還」を許すと規定された（傍線部キ）。これは補填をするまで任地に居住することが認められることを意味する。しかし、

承和九年（八四二）八月十五日官符では、大宰大貳藤原衛の奏状に基づき、「未_レ得_二解由_一之徒」が大宰府管内に「留住」していることに対して帰京を命じている（傍線部力）。ところが、去年（承和十四年）十二月十三日符では再び「欠負之輩」が解由を得ることができない間は入京が禁じられる（傍線部ク）。そして、【史料2】によつて、後符（承和九年官符）が停止され、前格（弘仁十三年官符）により、解由を得ずに入京することが再び禁じられた（傍線部ケ）。

既往の研究では、弘仁十三年官符に先んじて出された延暦二十一年格において解由を得ずに帰京することが禁じられ、幾度か方針の転換はあったものの、【史料2】によつて解由を得られない前任国司が未納分の徴収のために「留住」することが合法化されたとする（正木一九七〇、西別府一九九一）。

しかし、寛平七年官符「応_レ禁_下断五位以上前司留_二住本任国_一并輒出_中畿外上事」は、【史料2】を引用し、それに続けて「自今以後、被_レ申_二不_レ与解由状_一、依_二承和九年格_一早從_二入京_一、不_レ得_下留_二住本任_一輒出_中畿外上。若有_二違犯_一者、所在官司具録言上、随將_二科責_一」とあり、承和九年格に基づいて帰京が命じられている^(六)。また、【史料1】では、延暦十六年四月二十九日に「秩滿解任之人」「王臣子孫之徒」が「結党群居」している事態に対して、本郷に還すことが大宰府に命じられ（傍線部ア）、斉衡二年、そして「一如_二前符_一、曾不_二寛宥_一」（傍線部オ）とあるように寛平三年にも繰り返し出されている。

すなわち、「欠負」の補填のため前任国司が帰京せず任地に留まることが対して、延暦十六年（不可）、延暦二十一年（不可）、弘仁十三年（可）、承和九年（不可）、承和十四・十五年（可）、斉衡二年

（不可）、寛平三・七年（不可）のように、延暦年間以来、それを承認・禁止する施策が交互に出されているのである。しかし、九世紀末になると、禁止する施策に統一されるようになる。これは、国司の解由制を撤廃した寛平の国政改革によるものであり、一方で、東国の勅旨田経營の担い手として下向した王臣家・貴族は中央貴族の身分から排除されたが、その裏返しとして「留住」が体制的に公認されることになった（保立一九七八・一九八八）。【史料1】では、「留住」を望んだ者は「編附」され、その継続を許されたが、帰洛を決めたにもかかわらず、まだ「留住」している者に対しその罰則を示している。従つて、「欠負」の有無に関わらず、「留住」する者がいたことを想定できる。

注意すべきなのは、【史料2】では解由を得ない前任国司が任地に留まることを認めているが、その行為を「留住」と表現しているわけではないことである。「情_二樂_一留_二住_一不_レ填_二欠負_一」という場合は「隨即処分」ことが規定されており（傍線部コ）、欠負を補填しないこと自体が認められてはいない。そして、「留住」という文言は欠負のままで帰京しない状態を指しているのである。傍線部力においても、管内に「留住」することと「常妨_二農商_一、侵_二漁百姓_一、巧為_二奸利之謀_一未_レ觀_二填納之物_一」という行為とが不可分の関係であることが分かる。他に、「対馬島防人」について「往年配遣之人、或因_二嫁娶_一為_レ居、或習_二漁釣_一為_レ業、留_二住_一不_レ歸」^(七)とある事例や、「飛驒之民」が「規_二避課役_一、雇_二作他郷_一、積年忘_レ歸」することが「留住」と称され、その「留住」している者を「搜勘」して本来の居住地に戻そうとする事例^(八)がある。再び【史料1】に戻ると、「留住」を容認した土人（百姓）、それを糾察しなかった官司が「同

罪」とされた（傍線部イ・オ）。中央は「留住」という不当な居住に対して厳しい態度で臨んでいることが分かる。

これらの史料に見える「留住」の共通性は、不当な行為を背景としてのことである。つまり、「留住」という用語は、戸田氏のいう「一代限りの定住」を意味するのではなく、本来帰るべき場所に帰らず、不当な行為を行いながら居住することを指していると考えられる。

「留住」には既に居住の不当性という意味合いが含まれており、だからこそ、【史料2】にみえるように、「欠負」補填のため任地に留まることを認めるが、「留住」は認めないという規定が成立しうるのである^(九)。

このように、前任国司などが合法的に任地に留まることが中央の政策として許可されている時期もあったが、それは厳密には「留住」とは表現されず、「留住」とは不当に任地に留まることを指すのである。そして、この「留住」こそ、「党」が形成される上で重要な要因であり、これが中央にとって大きな問題と認識されていたこと指摘しうる。

（二）「党」の構成要素

前節では「留住」した「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」「未_レ得_二解由_一之徒」が「党」を組織したことをみたが、これらの人々は「富豪層」という概念で理解されている。戸田芳実氏は、「党」の核となる「富豪層」は私営田と私出挙を行って稲穀などの大量の動産を蓄積し、私営田周辺農民の納税を国衙から請け負うことで「負名」身分を獲得した（戸田一九五九）。さらに、「交易や交通業を営み、雇用や債権や保護の諸関係を通じて、周辺の小農民や非農業民を組

織化・隷属化していった存在」とする（戸田一九九一）。また、市大樹氏は、貞観十年（八六八）以前までの畿外地域における「富豪層」と院宮王臣家・諸司との私的結合の問題に慎重な姿勢を示しつつ、「富豪層」を①院宮王臣家の子弟（王臣子孫之徒）、②諸司官人層（四等官以上の狭義の官人）、院宮王臣家人層（家令クラス）、③諸司雑任・院宮王臣家人層に三分した。市氏は、京都に基盤を置く①と在地に基盤を置く②③を区別し、前者を「院宮王臣家」、後者を「富豪層」として把握する（市一九九九）。氏の指摘のように、院宮王臣家と「富豪之輩」とを区別している事例もあるが^(一〇)、院宮王臣家そのものではなく、その子弟・子孫など（王臣子孫之徒）は「留住」しているため、その本拠が必ずしも京都にあったとはいえないだろう。同様の集団を指す概念として、河音能平氏は自立的な農村有力者がその経済的利益や中央・地方下級官職を確保し、京都と在地を結ぶために組織された政治同盟を「同類」と定義した。「同類」は「不善之輩」と呼ばれる人々を非恒常的な傭兵として雇用することで、いつでも戦闘組織に転化しうる組織であった（河音一九六二）。一方、西山良平氏は、畿内とその周辺で国司や郡司と対立し、律令制国家に対峙した王臣家の家人や官人、雑任、舍人、文武散位、位子、留省、諸勘籍人などを「有官・無職」という概念で捉えている（西山一九九一）。

このように、「党」の中心となった「富豪層」とは、先学諸氏の見解に明らかなように、多様な階層を内包する概念である。そこで、以下では「党」を構成する階層とその活動を具体的な事例から明らかにしてゆくことにする。

・院宮王臣家・諸司使

【史料3】『類聚三代格』卷十九「禁制事」寛平六年（八九四）七月十六日官符

太政官符

応禁止諸院諸宮諸司諸家使等強雇往還船車人馬事

右得_二上総越後等国解_一稱、得_二諸郡調綱郡司并雜掌丁等解_一稱、進_二上調物_一以_レ駄為_レ本、運_二漕官米_一以_レ船為_レ宗。而上道之日前件諸院等使、結_二党路頭_一、追_二妨駄馬_一、率_二類津辺_一覆_二奪運船_一。於是_レ有_レ心_レ遂_レ馬、無_レ顧_レ収_レ荷、官物致_二欠失之煩_一、綱領陷_二逗留之責_一。（後略）

【史料3】からは、「諸院諸宮諸司諸家使」が路頭に「党」を結んで「強雇」を行っていたことが窺える。かような「強雇」を行う「使」は「諸司諸家人」とも表わされる^(一)。かかる「使」の行為は、「頗有_二資産_一可_レ堪_レ從事之輩、既帶_二諸衛府之舍人_一、亦為_二王臣家之雜色_一、皆假_二本司本主之威權_一、不_レ遵_二国宰県令之差科_一」^(二)、「往還諸人并到_レ国諸司諸院諸宮諸家使等、随_二身火長各三四人_一、或載_二注牒中_一或徒然相從、即其所_レ行非法無道、蠹害之事以_レ此為_レ宗。静尋_二事由_一、件使者等、令_二僕從之輩_一着_中佩桃染衣并大刀等_上、妄称_二火長之号_一、以為_二威猛之具_一」^(三)などにも見られ、中央の院宮王臣家・諸司に從属し、その威権を借りた「使」「家人」「雜色」が「党」を形成していたのである。これらの人々は、都鄙間の交流を前提とし、院宮王臣家・諸司に流動的に從属することで「富豪」となりえた存在であった（岩田二〇〇七）。

・浪人

西別府元日氏は、一般公民層の浮浪問題と任期終了後も任地に留まる「前司浪人」の問題とを区別し、前者はその後一定の浮浪人掌握・逃亡防止が進んだのに対し、後者は九世紀の西海道的重要問題であり続けたことを指摘する（西別府一九九一）。西別府氏は、「前司浪人」を西海道特有の問題と捉えているが、「浪人」問題は西海道のみにとどまらない^(四)。

【史料4】『日本三代実録』元慶八年（八八四）八月四日条

勅令_二上総国括_二逐境内浪人_一。先是、彼国司言、齊衡二年六月廿五日格稱、太政官去延暦十六年四月廿九日下_二大宰府_一符稱、（中略）今国_一半、而前司子弟不_レ順_二国政_一、從五位下行助教淨野朝臣富豪浪人、乘_二吏所_一行、至_二于勘_一納官物、对_二捍国宰_一、陵_二冤郡司_一、租税多逋、調庸闕_レ貢、職此之由、望請准_二彼格_一放逐。但情_二願留住_一從_二国務_一者、量_二状貫_一付土戸、從_レ之。

上総国は「前司子弟不_レ順_二国政_一」という状態にあり、「前司子弟」の一人と思われる「富豪浪人」の淨野朝臣は「留住」して「党」を形成していたものと思われる。この「富豪浪人」について、戸田氏は、莊園の管理を行う上層の浪人で、国衙の統制からはずれた存在とする（戸田一九六八）。岡崎玲子氏は、「浪人」とは浮浪人帳に登録された「公民と並ぶ一つの身分」であり、戸田氏のいう「富豪浪人」は本貫地を離れてはおらず、浪人身分とは異なるものとする（岡崎一九九八）^(五)。「但情_二願留住_一從_二国務_一者、量_二状貫_一付土戸」

とあることから、【史料4】にみえる「富豪浪人」は、浮浪人帳で把握された浪人身分をもつ狭義の「浪人」ではなく、国衙の統制からはずれた存在であるところの広義の「浪人」に該当しよう。岡崎氏の身分としての「浪人」（＝狭義の「浪人」）の事例は次のものがある。

【史料5】『日本三代実録』元慶五年（八八二）三月十四日条

秩満解任之人、王臣子孫之輩、結党群居、同惡相濟、終以陵轢百姓、奪佃糧、不_レ受_二官稻_一、出_二拳私物_一、收納之時、好妨公事、欠員之源、自_レ此而出。非_レ嚴_二新符_一、何_レ肅_二旧濫_一。望請准_二之筑後国例_一、不_レ論_二前司浪人_一、准_二营田数_一、班_二給正税_一、并令_二佃_二公营田_一一如_中土民_上。若有勢之人不_レ順_二此事_一者、追_二却部内_一、不_レ能_二居住_一。太政官処分、依_レ請焉。

「秩満解任之人」「王臣子孫之輩」が「結党群居」し百姓を陵轢したり、公事を妨げたりすることに対応するため、筑後の国例に准じて、「前司・浪人」にかかわらず正税を与え、公营田の耕作を命じることを要請している。「前司」とは「秩満解任之人」に相当し、「結党群居」していた主体である。「前司」とともに公营田の耕作を命じられた「浪人」とは、国衙によつて把握された「浪人」であり、岡崎氏の指摘する浪人身分といえるだろう。かれら狭義の「浪人」は、「秩満解任之人」「王臣子孫之輩」といった富豪浪人＝広義の「浪人」とともに、「党」を構成していたことが窺える。

・俘囚

【史料6】『日本三代実録』元慶七（八八三）年二月九日条

上総国介從五位下藤原朝臣正範飛駟奏言、市原郡俘囚、三十余人叛乱、盜_二取官物_一、数殺_二略人民_一。由_レ是發_二諸郡人兵千人_一、令_二其追討_一。而俘囚、燒_二民廬舍_一、逃_二入山中_一。商量非_二数千兵_一者不_レ得_二征伐_一者。勅、如_二奏状_一、是俘夷群盜懼_レ罪逃竄者也。況冊余人偷兒、何足_二以馳_二羽檄_一。宜_下停_レ給_二勅契_一、直_下官符_一、差_二發人夫_一、早速追捕_上。

上総国市原郡の「俘囚」三十余人が叛乱を起こし、これが「俘夷群盜」と呼ばれた事例である。「党」の武力は、「僦馬党」に代表される騎馬による長距離移動（二六）や「追捕則鳥散、寬縱則鳥合」（二七）のような機動力が特徴である。これらの特徴を「俘囚」に求め、「俘囚」が群盜追捕に動員されたことで、その騎馬戦術と武装形態が国衙軍制にもたらされたという見解があるが（下向井一九九三、元木一九九四など）、元来騎馬の習慣は中央にあったという説もある（高橋一九九九）。

大井晴男氏は、九世紀の時点で史料に「俘囚」とされるものには、異なる二つの集団があったことを明らかにした。一方は、諸国に移動され計帳によつて俘囚身分として把握された「異民族」である「蝦夷」＝「夷俘」で、他方は、律令制に組みこまれていた「同族」であるところの「俘囚」である。両者は六国史などでも混同され、ともに「俘囚」と表記されるが、延暦二十四年以降「征夷」が行われなくなることで「異民族」たる「俘囚」（「夷俘」）の方は減少していったという（大井二〇〇五）。

大井氏の見解に基づくならば、「俘囚」すべてが「異民族」であ

る「蝦夷」ではないので、「俘囚」＝騎馬という図式は成り立たない。さらに、近藤好和氏は、中世武士に連なる騎射の原点を律令制下の騎兵に求めており（近藤一九九七）、騎馬という能力が全て「俘囚」に由来するとは限らないだろう。また、「僦馬党」を構成した「富豪の輩」を運送業者とする見解（三宅一九五四）もあるが、「党」のなかには東国の牧で働く人々が存在しているため（川尻二〇〇七）、「党」の機動力を運送業という理由だけで説明はできない。もちろん、「党」には「俘囚」身分である「蝦夷」（「夷俘」）も皆無ではないだろうが、騎馬の起源は一つではなく、様々な要素が総合されて成立したのではなからうか。ここでは「俘囚」が「党」の構成要素となったことを確認するに止めたい。

・衛府舍人

【史料7】『類聚三代格』卷二十「断罪贖銅事」 昌泰四年（九〇一）

閏六月二十五日官符

太政官符

応_レ科_下罪居_二住所部_一六衛府舍人等対_二捍国司_一不_レ進_二官物_一事

右得_二播磨国解_一稱、調庸租税、国之大事也。此国百姓過半是六衛府舍人、初府牒出_レ国以後、偏称_二宿衛_一、不_レ備_二課役_一、領_二作田疇_一、不_レ受_二正税_一、無道為_レ宗、対_二捍国郡_一、或所_レ作田稻茹_二収私宅_一之後、每_二其倉屋_一争懸_二膀札_一、称_二本府之物_一、号_二勢家之稻_一、或事不_レ獲_レ已、收納使等認徴之時、不_レ弁_二是非_一捕以凌轢、動招_二群党_一、恣作_二濫惡_一。（後略）

播磨国の百姓は過半数が六衛府舍人で、官物を対捍し、「群党」を集めたことが窺える。播磨国の衛府舍人は正員のほかに、正員と本質的に相違のある相当数の「員外舍人」を含んでいた。「員外舍人」は雑任の一つに認められて衛府の肩書をもつことで国郡に対抗できるという利点はあったと思われるが、考課の対象外であるばかりか、白丁と同様課役をも負担しなければならない存在だったため、対捍問題が発生しやすかった（田原二〇一六）。

下向井龍彦氏は、承平年間に西国で起こった「海賊」は、播磨国のような大粮米国の衛府舍人が蜂起したものとされ、大粮米国以外の国では衛府舍人が武装蜂起することはなかったという（下向井一九九〇）。しかし、郡司が衛府舍人（宿衛）を称し、公事を妨げている事例もあり（二〇）、また、三善清行の「意見封事十二箇条」では、「部内強豪」「民間凶暴者」が錢貨で宿衛身分を買い、「徒党」を率いて国府を取り囲んで、官長を凌辱する事例を知ることができる（二九）。さらに、京都においても、「諸衛府舍人并放縱之輩」が招かれていないにもかかわらず祓除神宴に侵入して、「似_レ愛_二酒食_一、臨_レ将_二帰却_一更責_二被物_一、其求不_レ給、忿詰罵辱、或亦託_二神言_一咀、恐_二喝主人_一といった行爲を行い、これが「不_レ異_二群盜_一」といわれている（三〇）。このように、各地で衛府舍人により「党」が形成されていたのである。

・郡司

浪人の項目で挙げた【史料4】には「富豪浪人」が「対_二捍国宰_一、陵_二冤郡司_一」とあり、ここでは郡司は「党」によって国司と共に凌辱される存在である。しかし、郡司は自ら「群盜」となり、国司を

襲うこともあった。

【史料8】『日本三代実録』仁和二年（八八六）五月十二日条

石見国邇摩郡大領外正八位上伊福部直安道、那賀郡大領外正六位下久米岑雄等、発百姓二百七十一人、帶兵仗、圍守上毛野氏永、奪取印匙駈鈴等。（中略）又守氏永為安道等所圍之時、逃隠於介外從五位下忍海山下氏則館。夜聞外有數十人声、氏永意以為、賊欲被_レ害、介氏則即同謀也。由是、以劍_レ毆傷氏則妻下毛野屎子、及從女大田部西子、即奪取屎子所_レ着之大衣一領、自被逃去（中略）又氏永毆傷氏則妻之後、逃走隠山中、掾從七位下大野安雄、率郡司百姓卅七人、捉獲氏永、打縛其身、籠閑倉中。（後略）

石見国邇摩郡大領と那賀郡大領らが百姓を徴発して石見守上毛野氏永を襲い、「印匙駈鈴」を奪ったことが分かる。また、介や掾も襲撃に加わっており、現任の任用国司が「党」を形成し、郡司や百姓を率いて行う群盜活動を示すものといえよう。他に次の事例がある。

【史料9】『日本文徳天皇実録』天安元年（八五七）六月庚寅（二十五

日）条

対馬島上県郡擬主帳卜部川知麻呂、下県郡擬大領直浦主等、率党類三百許人、圍守正七位下立野正岑館、行_レ火射殺正岑并從者十人防人六人。

正木喜三郎氏は、大宰府の調庸請負体制強化の中で請負額の完納という実績を上げるために守の正岑が過酷な収奪をし、これが郡司の請け負っていた貢納銀の増加、銀採掘に使役した採丁への過重労働となったため、郡司直氏が採丁の恨みを巧みに利用して正岑を襲撃したとする（正木一九七〇）。平野博之氏は、事件の要因に銀をめぐる問題があったことを首肯しつつも、直氏は一族と配下の民を神祇官の卜部として派遣しており、直氏と卜部をつなぐ絆の意味をもつ廩_{して}丁（食事の世話をする者）を正岑が廃止したため、直氏が伝統的な卜部支配に危機を感じ、反乱を起こしたとする（平野一九九一）。調庸の確保のため中央から地方に配置された正岑のような能吏も、島民からみれば「収奪の強化を図る悪吏・酷吏のしわざにほかならなかった」（正木一九七〇）のであり、かかる中央と地方の対立の中に「党」の発生の要因があった。すなわち、「党」は律令制が弛緩したために生まれたというばかりではなく、律令制を強化させる動きのなかで成立してくる側面を持っているのである。

このように「党」には様々な階層が含まれており、「群盜」行動もそれを発生させる要因は多種多様であったが、「党」は国司をも殺害するほどの武力を有しており、当該期の国家にとって最大の軍事的危機であった。この軍事的危機に対し、国家はどのような対策をとったのか、次章でみてゆくことにする。

二、国家軍制の転換と鞠智城の終焉

（一）新羅海賊と鞠智城

九世紀から十世紀における「党」の活発な活動のなかで、弘仁二

年（八一）を初見として新羅海賊が出現し始め、風聞も含めてその脅威は十世紀中葉まで継続した^(二二)。中央貴族に「新羅海賊」と称された集団は、本国の統制の衰えに乗じて東アジアの海に活発な活動を展開していた新羅海商であった（平野「邦」一九七〇）。さらに、新羅をめぐる不穏な情勢とケガレた境外の空間への恐怖とがあいまって、「新羅に対する強烈な排外意識」がうまれてくる（村井一九九五）。かかる新羅海賊と本稿で取り上げてきた「党」とが異なる集団であることは言うまでもないが、海商が「海賊」と認識され、「党」と同時期に出現したことは強調されてよいだろう。「党」による国内の治安悪化に加えて、西海道では対外的脅威に晒されることになったのである。

九世紀後半の対外的事件の発生場所は現実的に有明海に移動する（加藤二〇一六）。貞観八年（八六六）、有明海に近い肥前国基肄郡・藤津郡・高来郡の郡司らが新羅人とともに新羅に渡り、「造^二兵器械^一之術」を教えて対馬を襲う計画が報告され、その三年後の六月、新羅海賊が実際に博多津に襲来し、「豊前国年貢絹綿」が掠奪された^(二三)。そして、寛平五年（八九三）閏五月、とうとう肥後国飽田郡が襲われる事態が起きたのである^(二四)。天智期に古代山城が築かれた際の対外的脅威と異なり、実際に西海道、特に肥後国が襲われた事実は重要である。すなわち、外敵による侵略が恐怖感や風聞といった心的なものではなく、現実の事件となり、その現場として有明海沿岸が意識されることになったと考えられる。

さらに、新羅海賊の出現と軌を一にするように、大宰府や肥後国で「大鳥」が現れ^(二五)、筑前・肥前・壱岐国で「兵庫」が鳴る怪異が出現する^(二六)。これらの怪異は、対外的緊張、新羅海賊の予兆であっ

た（濱田二〇一〇、佐藤二〇一四）。「党」の活動と新羅海賊が西海道の情勢を不安定にさせるなかで、文武二年以来、約一六〇年ぶりに鞠智城が史料に怪異記事として現れることは看過できない。

【史料10】『日本文徳天皇実録』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二十四日）条・丁巳（二十五日）条

肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

又鳴。

【史料11】『日本文徳天皇実録』天安二年六月己酉（二十日）条

大宰府言、（中略）又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉十一字火。

【史料12】『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月十六日条

又肥後国菊池郡城院兵庫戸、自鳴。

鞠智城IV期には、礎石建物が大型化し、米穀などを備蓄する倉庫としての機能が大きくなる。礎石建物跡である二〇・二一・四六・四七・四八・六四号建物跡には火災の痕跡があり、【史料11】の「不動倉十一字火」との関連が指摘されている（熊本県教育委員会二〇一二）。八世紀末以降の東国ではいわゆる正倉神火事件が頻発したため、丘陵上など別の地に新たな倉庫群を建設する政策をとったことから、肥後国においても鞠智城の庁舎や倉庫群が、菊池郡家の政庁や正倉としての機能を併せ持つようになったとの指摘もある（笹山二〇一〇）。しかし、古代山城の備蓄物は、大宰府が直接使用

できる財源であり、非常の際には西海道の諸国に配給されたと推察されるため、古代山城に不動倉が設置されていても不自然ではない（古内二〇一四）。向井一雄氏は、財源獲得と窮民救済のための公営田収入を「群盗」から守るために鞠智城の倉庫に運び込んだと指摘している（向井二〇一四）。

また、西本哲也氏は、修理を担うなど当初は大宰府の積極的関与があったが、「菊池城院」の「兵庫」における「異常な事態」に対して大宰府は報告を経由するのみで関与していないため、鞠智城は九世紀には肥後国の管理下になったとする（西本二〇一五）。しかし、「兵庫（鼓）」の「自鳴」という現象を怪異と認識して中央に報告したのは肥後国ないし大宰府であるが、それを怪異と認定し、六国史の記事に載せたのは中央である。すなわち、【史料10-12】の記事の意義は、何らかの自然現象が怪異と認定されたことそのものにあり、発生していない事件に対して大宰府は具体的な行動を起こしえなかったのである。

赤司善彦氏は、八世紀に整備された大野城・基肄城の大型で礎石化した倉庫群は、対外戦争に対する備えという性格はあるものの、不動倉として災害や疫病などの非常事態に対する大宰府独自の財源を確保することを目的としていたとする（赤司二〇一四）。かかる見地を鞠智城にも適用できるならば、鞠智城の倉庫群は、肥後国や菊池郡ではなく大宰府の管理下にあったとみてよいだろう。

一方で、赤司氏は、囲繞施設によって囲まれた内部が東西南北のブロックで構成され、四至に沿うように建物群が整然と配置された郡衛正倉と同じ管理方式に則って大野城や基肄城の倉庫群は形成されており、鞠智城の場合も郡衛正倉と類似することを指摘している

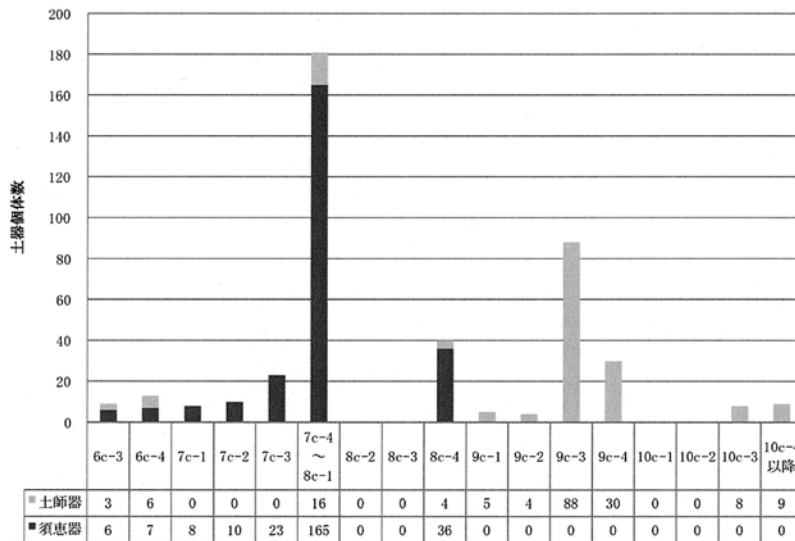
（赤司二〇一四・二〇一六）。赤司氏は、郡衛正倉との類似性を指摘するにとどまり、鞠智城倉庫群が郡衛正倉であると述べられているわけではない。ともあれ、IV期以降の鞠智城の主要な機能が、郡衛正倉に匹敵するような倉庫であったことは疑いなかろう。

それでは、V期の鞠智城は倉庫としての機能しか果たさなかったのだろうか。五十嵐基善氏は、九世紀の対外防衛は沿岸防衛に重点を置いたもので、倉庫施設としての鞠智城の関与は考えにくく、IV期における鞠智城の機能再開は、地域支配に必要な米穀の収蔵を目的としたものであるとする（五十嵐二〇一六）。しかし、古内絵里子氏は、「院」は周囲に垣や塀をめぐらせた施設のことであり、宮城や寺社、官衙などでみえるため、それを郡家に結びつける必要はなく、「菊池郡城院兵庫」は肥後国菊池郡にある（鞠智）城の兵庫と解釈できる。鞠智城が郡家・別院になったとは考えにくく、古代山城としての性格を維持していたという（古内二〇一四）。宮衛令には、兵庫・大蔵などは築地・土塁・溝が外周を囲い、その通用口に門を備え、その一画を「院」と称し、常時兵員が門と「院」を守護することが規定されている（松川二〇一二）。これはまさに「菊池（郡）城院兵庫」に該当するものであり、「院」に軍事的な要素を窺えるのである。

ここで、【史料10-12】には、「城」「兵庫」「鳴」という共通項があることに着目してみたい。調庸物や貢献物を収めるクラは「蔵」、正税その他の米穀を収めるクラは「倉」あるいは「倉廩」、兵器や書物を収めるクラには「庫」の字を用い、これらは厳密に区別されているため（平野〔邦〕一九八三）、鳴動したのは米穀ではなく兵器を収める「兵庫」であることは明らかである。新羅海賊の侵略が

現実のものとなりつつある状況において、鞠智城の「兵庫（鼓）」において「自鳴」という対外的危機を予兆する怪異が現れ、鞠智城が「城」と認識されたことは偶然ではない。

「はじめに」で整理したように、築城時の鞠智城の機能として有明海防衛という論は成立しえない。さすれば、有明海の防衛は、九世紀後半の新羅海賊によって形成された認識であったのではなからうか^(二六)。ここにIV期以降、倉庫としての機能を充実させていた鞠智城が、V期に「城」としての機能を再開した要因があった。「城」



第2図 鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図

と認識された鞠智城は、初めて有明海の防衛のため、その活動を再開したのである。このことは、鞠智城跡出土土器数の二つめの最盛期が九世紀第3・第4四半期にあることによっても裏付けられる(第2図)。

(二) 十世紀の大宰府軍制と藤原純友の乱

新羅海賊によって「城」と認識され、初めて有明海から侵攻する敵への防衛の機能を担われた鞠智城であったが、鞠智城を管轄する大宰府はどのような軍事体制をとっていたのだろうか。大宰府軍制は、天長三年(八二六)に「統領・選士制」が採用される^(二七)。

松川博一氏は、統領・選士制以前に大宰府配属の軍毅(後の統領に相当する)の下、郡司子弟からなる選士と一般農民からなる軍団兵士が常備軍として配置され、大宰府を守るだけではなく、対外防衛や隼人支配、西海道における中央の軍勢力としての役割が期待された。大宰府常備軍の母体となったのが軍団制であるが、統領・選士制は、大宰府上番などの西海道独自の軍制と軍団制の矛盾を実態に即して解消・整備した制度であると評価した(松川二〇二)。

ところが、統領・選士制の段階で豊後国大野・直入郡の「騎獵之児」など在地の武力を活用しようとしたものの、九世紀後半から十世紀前半において公的軍勢力はほとんど機能していなかった(坂上二〇〇六)。新羅海賊に対して大宰府は、「統領選士」は「懦弱」で「憚氣」があるとして、「俘囚」を動員している^(二八)。また、元慶七年(八八三)、「群盜百許人」によって筑後守都朝臣御西が殺害されるという事件が起きた際は、大宰府司が犯人を「追討」できず、官符によって「譴責」されている^(二九)。大宰府は、管内国司の功過判定に大きく関わり、管内国司に対する支配力を強化してはいたが(佐々木一九八四)、現実の「党」を鎮圧する軍事力を持たなかったのである。

このような軍事的状況において、天慶の乱が勃発する^(三〇)。本稿では、西海道を揺るがせた藤原純友の乱についてみてゆく。

【史料13】『日本紀略』承平六年（九三六）六月某日条

南海賊徒首藤原純友結_レ党、屯_二聚伊予国日振島_一、設_二千余艘_一、抄_二劫官物私財_一。爰以_二紀淑人_一任_二伊予守_一、令_二兼_二行追捕事_一。賊徒聞_二其寬仁_一、二千五百余人悔_レ過就_レ刑。魁帥小野氏彦、紀秋茂、津時成等、合卅余人、束_レ手進_二交名_一歸降。即給_二衣食田畠_一、行_二種子_一、令_レ勸_二農業_一。号_二之前海賊_一。

【史料14】『本朝世紀』天慶二年（九三九）十二月二十一日条

今日、伊予国進_二解状_一、前掾藤純友去承平六年可_レ追_二捕海賊_一之由蒙_二宣旨_一。而近來有_二相驚事_一、率_二隨兵等_一、欲_レ出_二巨海_一、部内之騷、人民驚_{（驚カ）}。紀淑人朝臣雖_レ加_二制止_一不_二承引_一。早被_{（被ル）}申_二上純友_一、鎮_二国郡之騷_一云々。可_レ召_二三件純友_一官符等請_二内外印_一、下_二摂津丹波但馬播磨備前備中備後国等_一。

従来、承平六年に純友は「南海賊徒首」として海賊を組織し、伊予守紀淑人によって追捕されたと解釈されてきた。これに対して小林昌二氏は、【史料13】傍線部は疑問が多く、後世に付加されたと指摘した（小林一九七七・一九八一）。一方、福田豊彦氏は承平六年時に純友が「南海賊徒首」であったことを肯定する見解を示し、そのなかで次の史料を紹介した（福田一九八七）。

【史料15】『吏部王記』承平六年三月某日条

是日、伊与前掾藤原純共、聚_レ党向_二伊与_一、留_二連河尻掠内_一

【史料15】によつて、承平六年三月に「伊与前掾」純友が「党」

を聚めて伊予国に向かい、摂津国の河尻の掠（倉）内に「留連」したことが明らかとなった（三三）。下向井氏は、承平六年の純友は「海賊追捕宣旨」を蒙り「伊予警固使」に任じられ（三四）、「海賊」を追捕する側にあつたとする（下向井一九八九）。小林昌二氏も承平の「海賊」と天慶二年十二月から始まるいわゆる「純友の乱」とを区別し、純友追討が決定されたのは天慶四年正月十五日であるとした（小林一九八九）。つまり、【史料14・15】の記す通り、純友は承平段階では「海賊」を鎮圧する側として伊予国に向かつたにもかかわらず、天慶段階で反乱を起こし鎮圧される側になつてしまつたのである。

注目したいのは、海賊を鎮圧する側であつた純友が「党」を組織していたという点である。純友の武力となつたのは、「前伊予掾」＝「秩満解任之人」として形成していた「党」にあつたと考えられる。さらに、藤原忠平と純友との関係が強かつたことが指摘されており（小林一九八一、松原一九九九）、これは前章でみた「党」の構成要素の一つである「院宮王臣家・諸司使」に相当する。北山茂夫氏は、純友の乱を群盗の異常にふくれあがつたケースであると評価する（北山一九七〇）。純友の乱は、東国の将門の乱とともに天慶の乱というそれまででない大反乱に発展していったが、その本質は九世紀から続く「党」に位置づけることができよう。純友の軍事力は自らが組織した「党」の武力であり、国家に対する反乱のきっかけとなつた須岐駅襲撃事件も「党」による国司襲撃であつた。

純友の乱に大宰府はどのような軍事的対応をしたのだろうか。天慶三年十月二十二日に到来した安芸・周防国の飛駅は、「大宰府追捕使左衛門尉相安等兵、為_レ賊被_二打破_一由」（三三）を伝えている。こ

の「大宰府追捕使」はどのような組織が不詳だが、同年二月に備後国などに国単位で設置された「警固使」と同等の組織であると思われる^(三三)。先述の通り、新羅海賊や筑後守都御西殺害事件において大宰府の統領・選士制は機能しなかった。まして空前の大反乱に際して、「大宰府追捕使」を設置はしたが、大宰府軍制はあまりにも無力であり、純友の攻撃によって大宰府は焼失してしまうのである（後掲【史料16】傍線部七参照）。古代山城の築城以来、大宰府の防衛を第一義としてきた国家にとって、大宰府消失という事態は前代未聞の重大事件であり、西海道に相当な衝撃をもたらしたと考えられる。

(三) 十世紀における国家軍制の転換

大宰府を救ったのは、中央より派遣された道単位^(三三)の「追捕使」であった。天慶三年正月一日に、「東海東山山陽道等追捕使以下十五人」が補任され、そのうち純友の乱に対応する「山陽道使」には小野好古が任命された^(三三)。山陽道追捕使小野好古は同年正月十六日に発向^(三三)、懐柔のため純友を五位に叙した際は一時前進が止められたが^(三七)、九月二日に追捕使が再編されている^(三八)。「山陽道追捕使」の編成について記した史料を次に掲げる。

【史料16】『扶桑略記』天慶三年（九四〇）十一月二十一日条所収

「純友追討記」^(三九)

（前略）而純友野心未^レ改、猾賊弥倍。讃岐国与^二彼賊軍^一合戦、大破。中^レ矢死者数百人。介藤原国風軍破^レ招^レ警固使坂上敏基^二、窃逃向^二阿波国^一也。純友入^二国府^一放^レ火烧亡、取^二公私財物^一也。

介国風更向^二淡路国^一、注^二於具状^一、飛駅言上。經^二三箇月^一招^二集武勇人^一、歸^二讃岐国^一、相^二待官軍之到来^一。于^レ時公家遣^二追捕使^一、以^二右近衛少将小野好古^一為^二長官^一、以^二源經基^一為^二次官^一、以^二右衛門尉藤原慶幸^一為^二判官^一、以^二右衛門志大蔵春実^一為^二主典^一。即向^二播磨讃岐等二国^一、作^二二百余艘船^一、指^二賊地伊予国^一。於是、純友所^レ儲船号^二千五百艘^一。官使未^レ到以前、純友次将藤原恒利脱^二賊陣^一窃逃来、着^二国風処^一。件恒利能知^二賊徒宿所隱家并海陸兩道通塞案内^一者也。仍国風置^二指南^一、副^二勇捍者^一、令^レ擊^レ賊。大敗、散如^レ葉、浮^二海上^一。且防^二陸路^一、絶^二其便道^一、且追^二海上^一、認^二其泊処^一。遭^二風波難^一共失^二賊所^一向。相求之間、賊徒到^二大宰府^一。更所^レ儲軍士出^二壁防戰^一、為^レ賊被^レ敗。于^レ時賊奪^二取大宰府累代財物^一、放^レ火烧^レ府畢。寇^二賊部内^一之間、官使好古引^二率武勇^一、自^二陸路^一行向、慶幸春実等鼓^レ棹、自^二海上^一赴向^二筑前国博多津^一。賊即待戰。一挙欲^レ決^二死生^一、春実戰酣、裸袒乱髮、取^二短兵^一振呼入^二賊中^一。恒利遠保等亦相隨、遂入^二截^一得^二数多賊^一。々陣更乘^二船戰之時^一、官軍入^二賊船^一、着^レ火烧^レ船。凶党遂破、悉就^二擒殺^一。所^二取得^一賊船八百余艘、中^レ箭死傷者数百人、恐^二官軍威^一入^二海男女不^レ可^二勝計^一。賊徒主伴相共各離散、或亡或降、分散如^レ雲。（後略）

山陽道追捕使は、小野好古を長官として、源經基を次官、藤原慶幸を判官、大蔵春実を主典に任命した（傍線部サ）。『将門記』に武蔵介とみえる源經基は、東国に「留住」した「秩滿解任之人」「王臣子孫之徒」の典型といえる。また、純友を裏切った次将藤原恒利

も讃岐介藤原国風の下に投降した後（傍線部シ）、好古率いる追捕使軍とともに大宰府で戦い、多くの「賊」を討ち取っている（傍線部タ）。このように、追捕使軍は「党」の武力を傘下に組織し、同様に「党」の武力を基盤とする純友軍に対抗したのである。また、国風は「勇捍者」を組織しており、追捕使軍も「武勇」を率いている（傍線部ス・ソ）。中央では諸国・諸家の兵士などが徴発されているが（四〇）、これが追捕使軍に合流した形跡はないため、行軍の過程で組織したと考えられる。追捕使軍がかかる軍事力の組織が可能となった根拠を探ると、次の官符が浮上してくる。

【史料17】『本朝文粹』巻第二「官符」天慶三年（九四〇）正月

十一日官符

太政官符 東海東山道諸国司

応^丙拔^下有^二殊功^一輩^上加^乙不^次賞^甲事

右平将門、積惡弥長、宿暴暗成。猥招^二烏合之群^一、只宗^二狼戾之事^一。冤^二国宰^一而奪^二印鑑^一、領^二県邑^一而事^二抄掠^一。輕狡之党、愚憊之徒、或欲^レ免^二一朝之辱^一、自赴^二勸誘之属^一、或擬^レ延^二片時之命^一、多人^二劫略之中^一。（中略）抑^二一天之下寧非^二王土^一。九州之内、誰非^二公民^一。官軍黠虜之間、豈無^二憂^レ国之士^一乎。田夫野叟之中、豈無^二忘^レ身之民^一乎者。左大臣宣、奉^レ勅、宜^下仰^二国宰^一、若殺^二魁帥^一者、募以^二朱紫之品^一、賜以^二田地之賞^一、永及^二子孫^一、伝^二之不朽^一。又斬^二次将^一者、随^二其勲功^一、賜^中官爵^上者。諸国承知、依^レ宣行^レ之。普告^二遐邇^一、令^レ知^二此由^一、符到奉行。

天慶三年正月十一日

傍線部チには、後の保元新制のような王土王民思想の文言がみえるが、【史料17】は当該期に王土王民思想が国制を基礎づける理念であったかどうかという点について論じられてきた（石井一九七〇、五味一九七五、村井一九九五）。しかし、将門の乱に際して王土王民思想がその萌芽であったとしても顕現されるなかで、「魁帥」や「次将」を討ち取った者に対する恩賞が確約されたこと（傍線部テ）は大きく評価されねばならないだろう。

本稿で注目したいのは、傍線部ツである。ここでは、「官軍黠虜」の中の「憂^レ国之士」や「田夫野叟」の中の「忘^レ身之民」を組織することが企図されている。この十日前の正月一日には「東海東山陽道等追捕使以下十五人」が補任されているが、結果として将門の乱を鎮圧したのは、藤原秀郷・平貞盛であり、彼らもまた「党」であった（四一）。【史料17】において組織が企図された軍事力こそ、彼ら「党」の武力であったといえよう。この【史料17】は将門の乱鎮圧のため東海東山道諸国司に対して発給されたものだが、純友の乱で国司軍、追捕使軍が動員した「勇捍者」「武勇」も同官符を根拠に動員された軍事力であったのではなからうか。【史料17】によって、天慶の乱の鎮圧で恩賞を得た藤原秀郷・平貞盛・源経基ら「兵」たちの官位が躍進し、貴族社会の中で地位が上昇、その武力が不可欠のものになり、「武士発生の起爆剤」となったのである（川尻二〇〇七）。

さらにいえば、十一世紀に「追討官符（宣旨）発給→追討使派遣→勸賞」からなる「追討使体制」が成立し、平氏政権に至るまで平安期の国家軍制を担うが、その軍事力は国衙軍制（諸国の「武勇輩」）を基盤とするものであった（野木二〇一〇）。すなわち、【史料17】

は国衛が「党」を「武勇輩」として組織する法的根拠を得た画期的な「追討官符」であったと評価しうるのである。

さて、西海道においては、藤原純友の襲撃によって大宰府（第二期政庁）が焼失したが、十世紀後半にはほぼそれを踏襲して再建され、十二世紀まで存続した（杉原二〇〇八）。政庁再建とともに、大宰府軍制はどのように転換したのであるうか。刀伊の入寇の事例をみてみよう。

【史料18】『朝野群載』卷第二十「異国」寛仁三年（二〇一九）四月十六日「大宰府言上撃取刀伊国賊徒状解」

（前略）同日襲_{（四月七日）}来筑前国怡土郡、経志摩早良等郡、奪_{（四月七日）}人物_{（四月七日）}焼民宅_{（四月七日）}（中略）事出慮外、要害地広、雖召_{（四月七日）}人兵、来未_{（四月七日）}多。雖整_{（四月七日）}舟船、勢未_{（四月七日）}□。雖然与_{（四月七日）}所差遣_{（四月七日）}兵士、并彼郡住人文屋忠光等_{（四月七日）}、合戦之場、賊徒中_{（四月七日）}矢者数十人、或扶以載_{（四月七日）}船、其中追所_{（四月七日）}斬首数輩、兵士等中_{（四月七日）}矢十余人。同八日、移_{（四月七日）}来同国那珂郡能古島、（中略）以前少監大藏朝臣種材、藤原朝臣明範、散位平朝臣為賢、平朝臣為忠、前監藤原助高、倭仗大藏光弘、藤原友近等、遣_{（四月七日）}警固所、令_{（四月七日）}相禦。同九日朝、賊船襲来、欲_{（四月七日）}焼_{（四月七日）}警固所、距却之間、奮呼合戦、其間中_{（四月七日）}矢者十余人、賊徒遂不_{（四月七日）}能_{（四月七日）}前戦、還着_{（四月七日）}能古島。其後二箇日風猛波高、不_{（四月七日）}能_{（四月七日）}相攻。十一日未明、同国早良郡至志摩郡船越津、先_{（四月七日）}是分_{（四月七日）}遣精兵、予令_{（四月七日）}相待。同十二日酉時上陸、与_{（四月七日）}大神守官権檢非違使弘延等_{（四月七日）}合戦、中_{（四月七日）}矢之賊徒冊余人、生得二人、其中一人被_{（四月七日）}疵、一人女。少貳平朝臣致行、前監種材、大監藤原朝臣致孝、散位為賢、同為忠等差_{（四月七日）}加兵士、以_{（四月七日）}船卅

余艘、令_{（四月七日）}攻追。同十三日、賊徒至肥前国松浦郡、攻_{（四月七日）}劫村岡。爰彼国前介源知、率_{（四月七日）}郡内兵士合戦、中_{（四月七日）}矢者数十人、生得者一人、賊船不_{（四月七日）}能_{（四月七日）}進攻、遂以帰、劫_{（四月七日）}藤原白兵船等_{（四月七日）}攻戦云々。（後略）

刀伊の筑前国怡土郡への襲来に対して、「所差遣_{（四月七日）}兵士」とともに怡土郡の「住人文屋忠光」が応じている（傍線部ト）。「所差遣_{（四月七日）}兵士」は大宰府が臨時的に徴発した兵士であると考えられるが、博多の警固所をめぐる戦いの際に「同九日乱登_{（四月七日）}博多田、府兵忽然不_{（四月七日）}能_{（四月七日）}徴発、先平為忠・同為方等為_{（四月七日）}帥首、馳向合戦」_{（四二）}とあるように、かかる「府兵」は迅速な軍事動員に対応できなかった。大宰府軍の基本的武力を「府兵」とみる見解もあるが（森二〇〇八）、関幸彦氏は、大宰府軍制は一般より徴発された「臨時の兵士軍」と「府無_{（四月七日）}止武者」から構成され、後者は中核となる「府官系武士」とその周辺に位置付けられる「住人系武士」からなるとする。また、関氏は、「府無_{（四月七日）}止武者」について、その広域的活動のなかで「住人」（在地）化を志向する一方、中央との関係を保っていたとする（関一九八九）_{（四三）}。大宰府が注進した勲功者の一覧からみて、大宰府軍の主力となつたのは、前少監大藏朝臣種材以下のいわゆる「府官系武士」（傍線部ナ）と文屋忠光・大宮守宮・財部弘延・源知といった「住人系武士」とから構成される「府無_{（四月七日）}止武者」と呼ばれた人々であり、彼らの階層こそ「党」を組織した「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」に他ならない。【史料17】を契機として、大宰府軍も「党」の軍事力を組織化していたことが窺えるのである。このように、天慶の乱、特に西海道では純友の乱を画期として、

十世紀中葉以降、大宰府軍制は「党」を組織した新たな軍制へと転換し、実際の軍事的危機に対応しうる軍勢力を備えることとなった。新羅海賊の出現により再び「城」として位置付けられたV期の鞠智城は、かかる律令国家成立以来の根本的な国家軍制の転換のなかで次第に軍事的意義を失い、遂にその役目を終えたと考えられる。

むすびにかえて

史料の制約もあり、冗長な推論に終始したが、最後に本稿の結論をまとめることにする。九世紀から十世紀にかけて、「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」などの「留住」によって組織された「党」は、当該期の中央国家が直面した軍事的危機であった。かかる状況下において新羅海賊による有明海への侵攻が現実のものとなり、この段階で初めて有明海の防衛が意識される。ここに鞠智城の機能が倉庫から再び「城」へ変化し、軍事的活動を再開する要因があった。しかし、天慶の乱が勃発すると、既存の国家軍制では太刀打ちできず、中央は天慶三年正月十一日官符によって反乱側の軍勢力でもあった「党」の組織を試みる。これが功を奏し、「党」の軍勢力によって天慶の乱は鎮圧され、同官符は乱の鎮圧者の系譜が「兵」の家として確立してゆく契機となった。政庁の焼失という前代未聞の事態を引き起こし、軍勢力の転換を迫られた大宰府軍制も「党」に相当する人々を組織し、刀伊の入寇をはじめとする軍事危機に対応していった。かかる国家軍制の転換によって鞠智城の軍事的意義は失われ、三百年続いたその長い歴史に幕を下ろしたのである。

本稿で指摘したことは以上であるが、最後に中世の菊池氏に触れて稿を終えたい。省略した【史料18】の末尾には府官の連署があ

り、そこに「從五位下行少貳藤原盛規（政則）」がみえる。彼は刀伊追討賞として從五位上左兵衛尉、次いで対馬守に任じられ、政則―則隆―政隆の三代にわたって権帥藤原隆家の郎等となり、中世菊池氏の礎を築いた人物である（杉本一九六六）。鞠智城と入れ替わるように中世菊池氏が現れることはまことに興味深い。鞠智城の終焉は、西海道において古代が終わりを告げ、中世の到来を象徴する出来事であったのではないだろうか。

注

（一）向井氏は、筑紫・肥前の神籠石系山城の築城契機は対外的なものではなく、筑豊肥における律令体制の確立と九州南部への進出にあつたとされる（向井一九九一）。氏の分類では、これに鞠智城は入っていないが、筑紫・肥前の神籠石系山城の築城契機の指摘は重要である。

（二）木村氏の指摘を踏まえると、筑後国府跡前身官衙の南方三・五キロメートルにあり、南側に水城と類似した堀状遺構を持つ上津土塁は、有明海の豪族の叛乱から大宰府を防禦するために築かれたのではなからうか。さすれば、もし大宰府が陥落した場合、上津土塁が破られていることが前提となるため、鞠智城の「大宰府陥落後の拠点」という機能は想定できないだろう。

（三）「党」の一つとして、主に西日本に出現する「海賊」がある。集団による略奪という活動の類似性からみても、船を移動手段とする「群盗」を「海賊」と特称したとみてよいだろう。

（四）「秩満解任之人」「王臣子孫之徒」の「留住」の著名な事例としては、私宅を日田郡に持ち、筑後・肥後国に「浮石」して、諸郡で私営田経営を行った豊後前介中井王がいる（『続日本後紀』承和九年（八四二）八月二十九日

条)。彼らは「留住」している任地を超えて、広範囲に活動していた。

- (五)「凶党相招」の解釈に関して、「凶党を相招く」と読む(「凶党」を「相招」の目的語とする)場合、その主語は「京貫人庶王臣子孫」となる。すなわち、「京貫人庶王臣子孫」が「凶党」を招いて対捍行為をしたという意味になり、「京貫人庶王臣子孫」は「凶党」に含まれない。しかし、傍線部Aからは「結党」の主体として「王臣子孫之徒」が存在したことを読み取れる。本稿では、「招」を「まねく」ではなく、「ほだす、つなぐ」の意(『大漢和辞典』巻五)にとり、「凶党が結束(結集)する」＝「結党」と解釈しておく。

- (六)『類聚三代格』巻十九「禁制事」寛平七年(八九五)十一月七日官符。

- (七)『類聚三代格』巻十八「統領選士衛卒衛士仕丁事」寛平六年(八九四)八月九日官符。

- (八)『政事要略』巻六十「交替雜事廿」承和元年(八三四)四月二十五日格。

- (九)寛平三年官符の文言である傍線部Eにおいて、厳密に監督査察し、翌年七月までに「去留状」を提出するよう指示しているが、【史料1】には「去留状」に該当するものは見当たらない。そこで【史料1】が引用する斉衡二年官符の全文(『類聚三代格』巻十二「隱首括出浪人事」斉衡二年六月二十五日官符)と比較してみると、本来の斉衡二年官符では、延暦十六年官符の文言として傍線部Aとイとの間に、「去留之事夏月令_レ畢、附_二大帳使_一、別_二状申上_一」とみえる。この「去留之事」とは「留住」している地を去つて京都へ戻るか、それとも、そのまま任地に留まるかを決定させることで、その結果を「附_二大帳使_一、別_二状申上_一」するように命じたのである。「去留状」は任地に留まるか否かの去就を記したものであると思われる。

- (一〇)『類聚三代格』巻十九「禁制事」延喜三年(九〇三)八月一日官符では、「_レ禁_二過諸使越_レ閑私買_二唐物_一事_一」について「諸院諸宮諸王臣家等、官使未_レ到之前遣_二使爭買_一。又堀内富豪之輩心愛_二遠物_一、踊_二直貿易_一」とあり、院宮

王臣家と「富豪之輩」が区別されている。

- (一一)『類聚三代格』巻十九「禁制事」貞観九年(八六七)十二月二十日官符。
(一二)『類聚三代格』巻二十「断罪贖銅事」延喜三年(九〇二)四月十一日官符。
(一三)『類聚三代格』巻二十「断罪贖銅事」延喜元年(九〇一)十二月二十一日官符。この「火長」は衛門府のそれではなく、元慶三年(八七九)、出羽国に校尉・旅師・列士・鎮兵などと共に置かれた「火長」(『日本三代実録』元慶三年六月二十六日条)と同様のものと思われる。

- (一四)西別府氏は、「秩滿解任之人」「王臣子孫之徒」といった人々を「前司浪人」として捉えているが、「浪人」はそれらの集団のごく一部を占めるにすぎないと考えられる。

- (一五)岡崎玲子氏によれば、延暦四年の格以降「浪人」が一つの身分として確立されたという。

- (一六)『類聚三代格』巻十八「閑并烽候事」昌泰二年(八九九)九月十九日官符。
(一七)『日本三代実録』貞観九年(八六七)十一月十日条。

- (一八)『類聚三代格』巻七「郡司事」寛平六年(八九四)十一月十一日官符。

- (一九)『本朝文粹』巻第二「意見封事」(請禁諸国僧徒濫惡及宿衛舍人凶暴事)。
なお、これには、「聚為_二群盜_一、窃_二鑄_二錢貨_一、不_レ畏_二天刑_一、不_レ顧_二仏律_一。若国司依_レ法勘糾、則霧合雲集、競為_二暴逆_一。前年攻_二團安芸守藤原時善_一、却_二略紀伊守橘公廉_一者、皆是濫惡之僧、為_二其魁師_一也」とあって、「党」には「惡僧」もいたようである。

- (二〇)『類聚三代格』巻十九「禁制事」貞観八年(八六六)正月二十三日官符。
(二一)『日本後紀』弘仁二年(八一二)十二月二十八日条、『日本紀略』弘仁四年三月十八日条、『日本三代実録』貞観八年(八六六)十一月十七日条、貞観十五年五月二十七日条、『日本紀略』寛平五年(八九三)五月二十二日条、閏五月三日条、寛平六年九月五日条・九月十九日条、延喜六年(九〇六)

七月十三日条、延喜十七年九月八日条、延喜十八年十月十五日条、承平五年（九三五）十二月三十日条。

（二二）『日本三代実録』貞觀八年（八六六）七月十五日条、貞觀十一年六月十五日・十二月五日・十二月二十九日条。

（二三）『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月三日条。

（二四）『日本三代実録』貞觀十一年（八六九）十二月二十八日条・十二月二十九日条、貞觀十二年二月十二日・二月十五日条、貞觀十七年六月二十日条・六月二十六日条、元慶二年（八七八）十二月二十四日条。

（二五）『日本三代実録』貞觀元年（八五九）正月二十二日条、貞觀十二年六月十三日条、貞觀十三年正月十五日条。

（二六）八世紀後半の新羅との関係悪化により、筑前国に怡土城が築かれ、同時に水城の修理も行われた。これは北部九州沿岸部に防衛の重点が移されたためであった（熊本県教育委員会二〇一二）。八世紀後半段階でも有明海への侵攻は意識されていなかったのである。

（二七）『類聚三代格』卷十八「軍毅兵士鎮兵事」天長三年（八二六）十一月三日官符。

（二八）『類聚三代格』卷十八「夷俘并外蕃人事」貞觀十一年（八六九）十二月五日官符。

（二九）『日本三代実録』元慶七年（八八三）七月十九日条。

（三〇）承平段階の将門の活動は私闘にすぎず、また、純友は海賊の追討側にあつた。彼らが国家に対して反乱を起こすのは天慶二年以降である。天慶二年以降の反乱を承平段階と反乱を区別するため、「承平・天慶の乱」の呼称を用いず、「天慶の乱」と称することとする（下向井二〇〇一）。

（三一）福田氏は「河尻」を伊予国の肱川河口とする（福田一九八七）が、これは摂津国三國川河口の「川尻」である。松原氏は、「掠内」を「倉内」で

はなく「湾内」の意とする（松原一九九九）。

（三二）純友が実際に「警固使」に任じられたかは定かではないが、仮に任じられたとしても、「警固使」は追捕活動に正当性をもたせるための役職であつたと思われる。

（三三）『日本紀略』天慶三年（九四〇）十月二十二日条。

（三四）『貞信公記抄』天慶三年（九四〇）二月二十三日・二月二十六日条。なお、乱の鎮圧後には、「山陽南海両道諸国警固使押領使并撃手使等」が停止されている（『本朝世紀』天慶四年（九四一）十月二十三日条）。

（三五）『日本紀略』天慶三年（九四〇）正月一日条。

（三六）『貞信公記抄』天慶三年（九四〇）正月十六日条。

（三七）『貞信公記抄』天慶三年（九四〇）正月三十日・二月三日・二月四日条。

（三八）『師守記』貞和三年（一三四七）十二月十七日条所収「大外記中原師茂請文」。なお、『日本紀略』天慶四年（九四一）正月十六日条では「追捕南海賊使」、同五月十九日条では「征南海賊使」、同八月七日条では「征討使」とあるように、好古が任じられた「追捕使」は史料上の呼称にゆれがある。

（三九）『純友追討記』は、『扶桑略記』に収録されていることから十一世紀末以前に成立したとされる。その記述の真偽について、完全に否定する見解もあるが（小林一九七七）、他の史料との対照の上で採用できる部分もあると考えられる（福田一九八七・松原一九九九）。

（四〇）『師守記』貞和三年（一三四七）十二月十七日条所収「大外記中原師茂請文」、『日本紀略』天慶四年（九四一）六月六日・六月二十四日条。

（四一）『将門記』に「貞盛・秀郷・為憲等之伴類千九百人皆遁去」、「為憲与貞盛等」同心、率三千余之精兵、恣下兵庫器仗戎具并楯等、挑戦とあり貞盛・秀郷の「党」としての活動を窺える。また、『日本紀略』延喜十六年（九一六）八月十二日条に「下野国言、罪人藤原秀郷、同兼有、高郷、

与貞等十八人、重仰「国宰」、隋「其罪科」、各令「配流」之由、重下「知之」とあり、秀郷は何らかの罪で配流された経歴を持つ。

(四二)『小右記』寛仁三年(一〇一九)四月二十五日条。

(四三)「府無_レ止武者」という著名な表現は権帥藤原隆家の書状(『小右記』寛仁三年(一〇一九)五月二十四日条)にみえる。

参考文献

赤司善彦二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について―大野城を中心に―」高

倉洋彰編『東アジア古文化論攷』2中国書店

赤司善彦二〇一六「古代山城の建物―鞠智城と大野城・基肆城―」『鞠智城東京

シンポジウム二〇一五成果報告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教

育委員会

五十嵐基善二〇一六「西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城」『鞠智城

と古代社会』四 熊本県教育委員会

石井進 一九七〇「院政時代」『院政と平氏政権』(石井進著作集 第三卷)

二〇〇四

市大樹 一九九九「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」『ヒストリア』

一六三

井上翔二〇一六「鞠智城と東北の城柵官衙」『鞠智城と古代社会』四 熊本県教

育委員会

岩田慎平二〇〇七「武士発生史上の院宮王臣家・諸司―富豪層との関連につい

て―」『古代文化』五九―一

大井晴男二〇〇五「俘囚」について『日本歴史』六九〇

岡崎玲子 一九九八「律令国家の浪人支配」『日本歴史』五九九

岡田茂弘二〇一〇「古代山城としての鞠智城」笹山晴生監修・熊本県教育委員

会編『古代山城 鞠智城を考える―2009年東京シンポジウムの記録』山川出版社

小田富士雄 一九九三「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」潮見浩先生退官記念

事業会編『考古論集―潮見浩先生退官記念論文集』

乙益重隆 一九八五「鞠智城(菊池城)」小田富士雄編『北九州瀬戸内の古代山城』

(日本城郭史研究叢書第10巻)名著出版

柿沼亮介二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の機能の比較研究からみた鞠智

城」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

加藤友康二〇一六「平安期における鞠智城―九世紀から一〇世紀の対外関係と

「菊池城院」「菊池郡城院」―」『鞠智城東京シンポジウム二〇一五 成果報

告書 律令国家と西の護り、鞠智城』熊本県教育委員会

川尻秋生二〇〇七『平将門の乱』(戦争の日本史 四)吉川弘文館

河音能平 一九六二「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級―特に所有と政治

組織について―」『中世封建制成立史論』東京大学出版会 一九七一

菊池達也二〇一四「律令国家成立期における鞠智城―「繕治」と列島南部の関

係を中心に―」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

木崎康弘二〇一四「鞠智城選地論」覚書『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県

教育委員会

北山茂夫 一九七〇『王朝政治史論』岩波書店

木村龍生二〇一四「鞠智城の役割に関する一考察―熊襲・隼人対策説への反論

―」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会

熊本県教育委員会二〇一二『鞠智城跡Ⅱ―鞠智城跡第8〜32次調査報告』

甲元眞之二〇〇六「鞠智城についての一考察」『肥後考古』一四

小林昌二 一九七七「藤原純友の乱」八木充編『古代の地方史』第2巻 朝倉書店

小林昌二 一九八一「藤原純友の乱研究の一視点」『地方史研究』三一―四

小林昌二一九八九「藤原純友の乱再論―福田・松原氏の批判に答えて―」『日本歴史』四九九

五味文彦一九七五「院支配の基盤と中世国家」『院政期社会の研究』山川出版社一九八四

近藤好和一九九七「武器から見た中世武士論」『日本史研究』四一六

坂上康俊二〇〇六「平安時代の西海道」上原真人・白石太一郎・吉川真司・吉村武彦編『古代史の舞台』（列島の古代史 ひと・もの・こと）岩波書店

坂本經堯一九三七「鞠智城址に擬せらるる米原遺跡に就て」『肥後上代文化の研究』肥後上代文化研究所・肥後考古学会

佐々木恵介一九八四「大宰府の管内支配変質に関する試論―主に財政的側面から―」土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下巻 吉川弘文館

笹山晴生二〇一〇「鞠智城と古代の西海道」笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える―2009年東京シンポジウムの記録』山川出版社

佐藤信二〇一四「鞠智城の歴史的位置」『鞠智城跡Ⅱ―論考編1―』熊本県教育委員会

下向井龍彦一九八九「藤原純友の乱」再検討のための一史料―「吏部王記」承平六年三月某日条をめぐって―『日本歴史』四九五

下向井龍彦一九九〇「部内居住衛府舎人問題と承平南海賊―王朝国家への転換と天慶二年純友の乱を媒介するもの―」『内海文化研究紀要』一八・一九

下向井龍彦一九九三「捕亡令「臨時発兵」規定からみた国衙軍制の形成過程―戦術革命と「武勇輩」の形成―」『内海文化研究紀要』一二二

下向井龍彦二〇〇一「武士の成長と院政」（日本の歴史 第07巻）講談社

杉原敏之二〇〇八「大宰府政庁の終焉」『九州歴史資料館研究論集』三三

杉本尚雄一九六六『菊池氏三代』吉川弘文館

鈴木拓也二〇一〇「文献史料からみた古代山城」『条里制・古代都市研究』二六

関幸彦一九八九「寛仁夷賊之禍」と府衙の軍制」安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』上巻 吉川弘文館

高橋昌明一九九九「武士を見なおす」『武士の成立 武士像の創出』東京大学出版会

田原光泰二〇一六「官人制からみた部内居住官人問題―延喜二年四月十一日太政官符を中心に―」『史学雑誌』一二五―四

長洋一九九一「鞠智城について」『都府楼』一二

鶴嶋俊彦二〇一一「古代官道車路と鞠智城」鈴木靖民・荒井秀規編『古代東アジアの道路と交通』勉誠出版

戸田芳実一九五九「平安初期の国衙と富豪層」『日本領主制成立史の研究』岩波書店一九六七

戸田芳実一九六八「中世成立期の国家と農民」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会一九九一

戸田芳実一九七五「九世紀東国庄園とその交通形態」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会一九九一

戸田芳実一九九一「序説」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会一九九一

富田紘一九七九「熊本県（菊池地区）鞠智城119」磯村幸雄・阿蘇品保夫・森下功・三木靖編『日本城郭大系』（18 福岡・熊本・鹿児島）新人物往来社

西住欣一郎一九九九「発掘からみた鞠智城」『先史学・考古学論究』Ⅲ 龍田考古学会

西谷正二二〇〇七「鞠智城と菊池川文化」『菊文研だより』一九

西谷正二二〇一二「パネルディスカッション」『古代山城 鞠智城を考えるⅡ』東アジアの中の古代鞠智城』熊本県教育委員会

西別府元日 一九九一「九世紀の大宰府と国司」下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉編『新版 古代の日本 3 九州・沖縄』角川書店

西本哲也 二〇一五「鞠智城と大宰府―古代の地方行政と西海道―」『鞠智城と古代社会』三 熊本県教育委員会

西山良平 一九九一「平安京と周辺農村」町田章・鬼頭清明編『新版 古代の日本 6 近畿Ⅱ』角川書店

野木雄大 二〇一〇「平安期の国家軍制と追討使」『古代文化』六二―三
能登原孝道 二〇一四「菊池川中流域の古代集落と鞠智城」『鞠智城跡Ⅱ―論考編 1―』熊本県教育委員会

濱田耕策 二〇一〇「朝鮮古代史からみた鞠智城―白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」笹山晴生監修・熊本県教育委員会編『古代山城 鞠智城を考える―2009年東京シンポジウムの記録』山川出版社

平野邦雄 一九七〇「新羅来寇の幻影」鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』3 角川書店

平野邦雄 一九八三「クラ（倉・庫・蔵）の研究―大宰府、郡家の発掘調査によせて―」九州歴史資料館編『大宰府古文化論叢』上巻 吉川弘文館

平野博之 一九九一「在地勢力の胎動と大宰府支配の変容」下條信行・平野博之・知念勇・高良倉吉編『新版 古代の日本 3 九州・沖縄』角川書店

福田豊彦 一九八七「藤原純友とその乱」『日本歴史』四七一

古内絵里子 二〇一四「日本における古代山城の変遷―とくに鞠智城を中心として―」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

冊

保立道久 一九七八「荘園制支配と都市・農村関係」『歴史学研究』一九七八年別冊
保立道久 一九八八「古代末期の東国と留住貴族」中世東国史研究会編『中世東国史の研究』東京大学出版会

正木喜三郎 一九七〇「西海の富豪たち」鏡山猛・田村圓澄編『古代の日本』3 角川書店

松川博 二〇一二「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」『九州歴史資料館研究論集』三七

松原弘宣 一九九九「藤原純友」吉川弘文館
宮川麻紀 二〇一三「鞠智城築城の背景―肥君の拠点と交通路の複眼的検討―」『鞠智城と古代社会』一 熊本県教育委員会

三宅長兵衛 一九五四「将門の乱の史的前提―特に『僦馬の党』を中心として―」『立命館文学』一二二

向井一雄 一九九一「西日本の古代山城遺跡―類型化と編年についての試論―」『古代学研究』一二五

向井一雄 二〇一四「鞠智城の変遷」『鞠智城跡Ⅱ―論考編2―』熊本県教育委員会
会

村井章介 一九九五「王土王民思想と九世紀の転換」『日本中世境界史論』岩波書店 二〇一三

元木泰雄 一九九四「武士の成立」吉川弘文館
森公章 二〇〇八「刀伊の入寇と西国武者の展開」『東洋大学文学部紀要 史学科編』三四

挿図・表出典

第1図 鞠智城跡建物遺構の変遷（第Ⅴ期）熊本県教育委員会 二〇一二
第2図 鞠智城跡出土土器の時期別数量比較図 熊本県教育委員会 二〇一二